

事 務 連 絡  
令和6年1月16日

一般社団法人 日本医療法人協会 事務局 御中

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室

「医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方についての運用に当たっての留意事項について」の改正について（情報提供）

標記について、厚生労働省労働基準局監督課長から、都道府県労働局労働基準部長あて別添のとおり通知が発出されておりますので、情報提供いたします。

貴団体に所属する医療機関への周知をお願いします。

本通知の具体的な内容に係る疑義などについては、お近くの都道府県労働局又は各労働基準監督署にお問い合わせください。

なお、本通知は従前の解釈を変更するものではなく、令和元年7月1日付事務連絡「「医師看護師等の宿日直許可基準」及び「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方」等について（情報提供）」において情報提供した「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について（令和元年7月1日付厚生労働省労働基準局長通達）」等で示した医師の研鑽に係る労働時間該当性に係る判断の基本的な考え方等に関して、大学の附属病院等に勤務する教育・研究を本来業務に含む医師についての考え方を、改めて明確化したものであることを申し添えます。